

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
平成 29年 6月 28日	
愛知県知事 様	
提出者	
住 所	東京都西東京市芝久保町4-26-3
氏 名	株式会社 東栄住宅
	代表取締役 西野 弘
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	042-463-8178
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社東栄住宅
事業場の所在地	東京都西東京市芝久保町4-26-3
計画期間	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	不動産業（不動産取引業）
② 事業の規模	売上高130,687百万円（前年度実績）
③ 従業員数	607人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	木くず⇒破砕・焼却⇒破砕後に再生利用、焼却は溶融固化して埋立 紙くず⇒圧縮・焼却⇒再生利用、焼却は溶融固化して埋立 金属くず⇒破砕・切断⇒再生利用 廃プラスチック類⇒破砕圧縮・焼却⇒再生利用、焼却は溶融固化して埋立 石膏ボード⇒破砕・切断⇒再生利用 その他のガラス陶磁器くず⇒破砕⇒埋立 がれき類⇒再生利用

(第2面)

産業廃棄物処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙1-1・1-2・1-3参照

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ H28年度）実績】 別紙の通り		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・ 産業廃棄物の発生抑制と現場分別の徹底を図ること及び委託業者の選定・指導・教育を中心に進めることにより、排出量の削減及び再資源化率の向上を図っている。 ・ 工程別に余剰材の管理を行い建設廃棄物の発生量の削減を図っている。		
②計画	【目標】 別紙の通り		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 引き続き、産業廃棄物の発生抑制と現場分別の徹底を図ること及び委託業者の選定・指導・教育を中心に進めることにより、排出量の削減及び再資源化率の向上を図る。 ・ 引き続き、工程別に余剰材の管理を行い建設廃棄物の発生量の削減を図る。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 大工・下請業者の指導・教育を中心に進め、工程別に発生した建設廃棄物を再資源化可能な品目毎に分別して保管することに努めている。 ・ 別紙2分別ルール参照
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 引き続き、大工・下請業者の指導・教育を中心に進め、工程別に発生した建設廃棄物を再資源化可能な品目毎に分別して保管することに努める。 ・ 別紙2分別ルール参照

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 28年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	-	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	-	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 28年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	-	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	-	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋処分に関する事項

①現状	【前年度（ 28年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	-	
	自ら埋立処分又は 海洋処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	-	
	自ら埋立処分又は 海洋処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 28年度）実績】 別紙の通り		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	・処理業者と委託契約を結ぶに当たっての事前の現地確認（経営状況、経営者の人柄、処理状況、維持管理状況、周辺状況）と委託後の定期的な確認を行っている。 ・電子マニフェストの管理を本社で一元管理している。		

②計画	【目標】 別紙の通り		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再 生 利 用 業 者 へ の 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・引き続き、処理業者と委託契約を結ぶに当たっての事前の現地確認(経営状況、経営者の人柄、処理状況、維持管理状況、周辺状況)と委託後の定期的な確認をする。 ・引き続き、電子マニフェストの管理を本社で一元管理する。		
	※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1

【前年度（H28年度）実績】

	廃棄物の種類	木くず	紙くず	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	がれき類	廃プラスチック	金属くず				
	名称(任意の名称を記入してください)										
①	排出量(t)	258.115	118.800	223.720	268.028	273.630	55.212				
②	自ら再生利用を行った量(t)	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000				
③	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量(t)	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000				
⑤	自ら熱回収を行った量(t)	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000				
⑦	自らの中間処理による減量(t)	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000				
⑩	処理委託した全量(t)	258.115	118.800	223.720	268.028	273.630	55.212				
⑪	優良認定処理業者への処理委託量(t)	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000				
⑫	再生利用業者への処理委託量(t)	134.611	103.944	59.020	31.376	156.275	55.212				
⑬	認定熱回収業者への処理委託量(t)	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000				
⑭	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量(t)	123.504	14.856	0.000	0.000	117.355	0.000				

別紙2

【今年度（H29年度）計画】

	廃棄物の種類	木くず	紙くず	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	がれき類	廃プラスチック	金属くず				
	名称(任意の名称を記入してください)										
①	排出量(t)	340.000	160.000	300.000	360.000	360.000	70.000				
②	自ら再生利用を行う量(t)	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000				
③	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う量(t)	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000				
⑤	自ら熱回収を行う量(t)	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000				
⑦	自らの中間処理による減量(t)	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000				
⑩	処理委託する全量(t)	340.000	160.000	300.000	360.000	360.000	70.000				
⑪	優良認定処理業者への処理委託量(t)	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000				
⑫	再生利用業者への処理委託量(t)	180.000	140.000	80.000	40.000	210.000	70.000				
⑬	認定熱回収業者への処理委託量(t)	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000				
⑭	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量(t)	160.000	20.000	0.000	0.000	150.000	0.000				

1. 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図

別添組織図及び別添組織表参照

(2) 管理体制の強化

① 管理体制(組織)

品質購買課が中心となり、全社的に廃棄物処理に対応するための横断的な組織運営を行う。

② 管理方法

現場分別及び分別収集のより一層の定着を図る。

(3) 教育・研修

発生する廃棄物の種類、発生状況、収集方法、収集に関する留意事項を整理し、従業員などに定期的に教育・研修などを行う。

○ 管理職環境管理研修

施工管理部長・課長を対象として、現場で発生する産業廃棄物の管理、収集などに係る法制度について、大幅な改正が行われる毎に行う研修制度

○ 廃棄物処理基礎研修

全ての生産本部所属社員及び関係業者を対象として、廃棄物関係法令、関係官庁の指導方針を周知、徹底するための教育・研修制度

○ 廃棄物処理委託業者実務研修

全ての廃棄物処理委託業者を対象として、会社の方針、廃棄物関係法令、関係官庁の指導方針を周知、徹底するための教育・研修制度

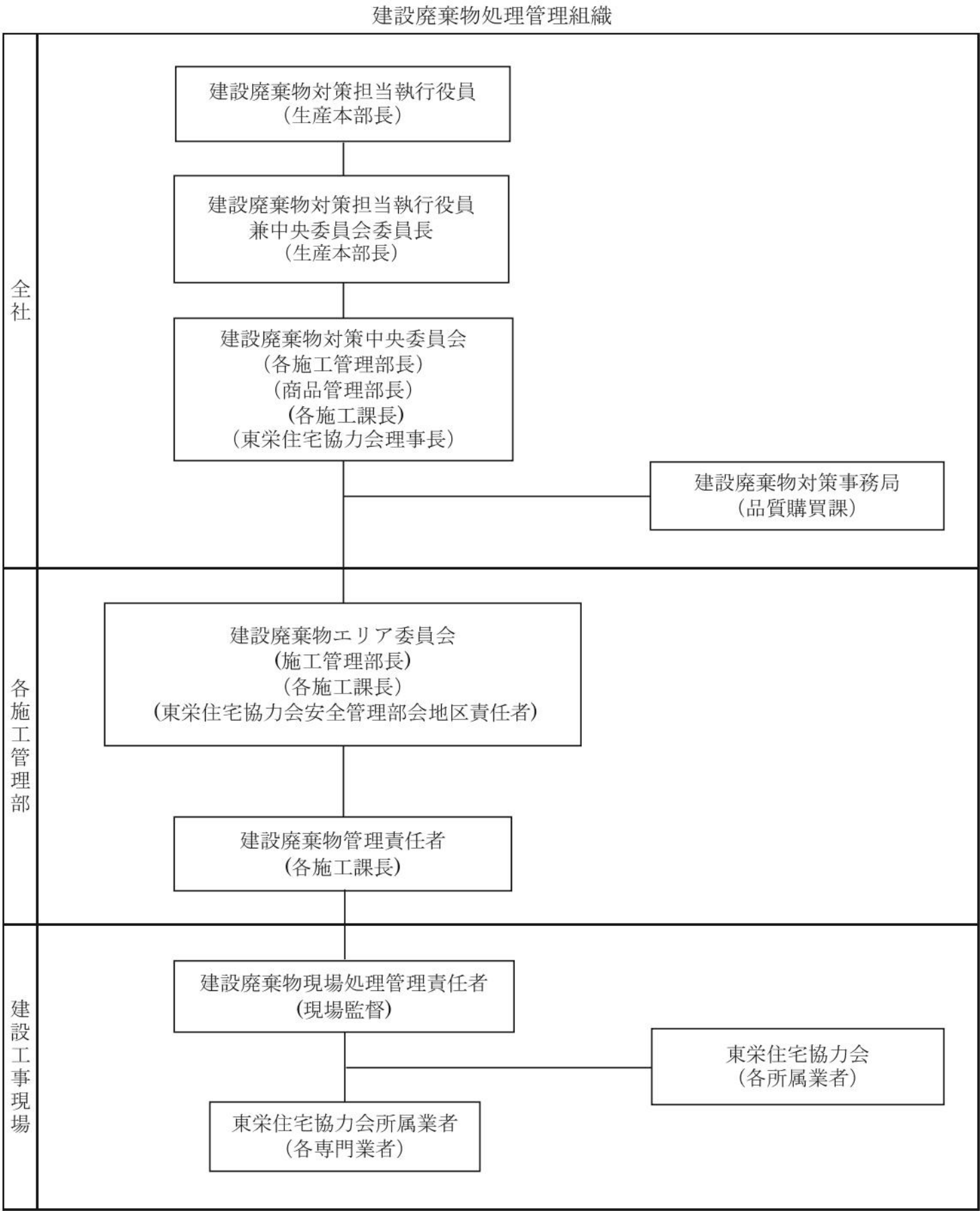
○ 廃棄物担当者実務研修

品質購買課の所属メンバーは、上記3つの研修に先立って専門知識を習得するための研修会等に積極的に参加する。

組織	構成	役割
建設廃棄物対策 担当執行役員	執行役員 生産本部長	・建設廃棄物対策に関する経営判断 ・建設廃棄物対策に関する管理/指導 ・建設廃棄物管理組織の整備/監視 ・建設廃棄物管理規定の策定/改廃承認 ・建設廃棄物処理マニュアルの策定/改廃承認 ・建設廃棄物対策決定事項の承認
(本部設置) 建設廃棄物対策 中央委員会	委員長：執行役員 生産本部長 委員：各施工管理部長 商品管理部長 各施工課長 協力会理事長 委員長の指名による者	・建設廃棄物に関する事項を審議し、建設廃棄物の発生抑制/再使用/再資源化/適正処理及び再生資源の利用促進等、計画的な建設廃棄物の管理運営の推進 ・建設廃棄物対策に関する基本方針/計画の策定 ・建設廃棄物処理委託業者指定の審議/選定 ・建設廃棄物管理規定の策定/改廃 ・建設廃棄物処理マニュアルの策定/改廃 ・建設廃棄物対策決定事項の策定 ・エリア委員会からのパトロール報告に対する検証、及び指導/助言
(本部設置) 建設廃棄物対策 事務局	事務局長：商品管理部長 局員：品質購買課社員	・建設廃棄物委託(基本)契約の締結/更新 ・多量排出事業者としての産業廃棄物処理計画の作成 ・再生利用計画/再生資源利用計画/再生資源利用促進計画の作成 ・各監督官庁への定期含む各種報告書作成/提出 ・電子マニフェストによる工事現場ごとの実績把握/一元管理保管 ・関係法令/ガイドライン改正及び監督官庁行政指導内容の周知 ・中央委員会の承認事項に対する「決定事項」の発行 ・社員/協力業者に対する教育/啓発活動実施 ・各部署に対する情報提供/業務処理支援 ・その他建設廃棄物対策に関して必要な事項
(施工管理部に設置) 建設廃棄物対策 エリア委員会	委員長：施工管理部長 委員：各施工課長 協力会安全部会責任者 委員長の指名による者	・中央委員会/事務局からの指示事項の各現場での徹底管理 ・建設廃棄物に関する現場情報についての審議 ・再生利用計画/再生資源利用計画/再生資源利用促進計画の管理運営 ・委託処理業者及びその処理経路の産廃施設・リサイクル施設に対する定期的な視察・改善指導 ・建設工事現場へのパトロール及び指導/助言

平成29年6月1日改定

別添組織図



別添組織図

建設廃棄物処理管理組織

- 1 建設廃棄物対策担当執行役員は社長による委嘱を受ける
- 2 建設廃棄物対策担当執行役員は建設廃棄物に関連する経営判断を行う
- 3 建設廃棄物対策担当執行役員は建設廃棄物に関連する業務の執行を行う
- 4 建設廃棄物対策担当執行役員は中央委員会委員長を兼任する
- 5 中央委員会は建設廃棄物管理に関しての企画立案を行う
- 6 中央委員会は各施工管理部長・商品管理部長・施工課長、協力会理事長などにより構成される
- 7 中央委員会は事務局の計画提案事項などを審議する
- 8 建設廃棄物対策事務局（品質購買課）は中央委員会委員長による選任を受ける
- 9 事務局は中央委員会の指導の下で実務を担当する
- 10 建設廃棄物対策事務局は審議の結果に対し決定事項の発行を行う
- 11 エリア委員会は施工管理部の部長・施工課長、協力会安全部会地区責任者などにより構成される
- 12 エリア委員会は中央委員会からの伝達や各エリアの意見の集約と審議を行う
- 13 各施工課長はエリア委員会と現場との意思疎通を図る
- 14 現場監督は各現場において各施工課長からの指示に従い、指示監督を行う
- 15 現場監督は各現場において自己見解や業者からの意見を集約して課長へ提案を行う